

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決の取消し請求事件
国側当事者・国(国税不服審判所長)
平成20年11月13日却下・棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 反論書を受理した担当審判官による求釈明に対し行政庁が口頭で回答する制度は存在せず、担当審判官は受理した意見書や反論書を相手方に送付しなければならないとした上、本件意見書の訂正についても、課税庁から担当審判官に対し、書面で提出され、納税者に送付されるべきであったなどとし、担当審判官が口頭で釈明させ、その結果を本件録取書に残すにとどめたことが裁決手続の違法に当たるとの納税者の主張が、国税通則法は、審査請求は書面によること、国税不服審判所長は受理した審査請求書副本を原処分庁に送付し、答弁書を提出させ、提出された答弁書副本を審査請求人に送付すること、審査請求人は送付された答弁書に対する反論書を提出できることを規定する(国税通則法87条1項(審査請求書の記載事項等)など)ものの、これら以外に、審査請求人や原処分庁から意見等を徴する方式や審査請求書等の主張等が不明確な場合に講じるべき措置等について、書面によるべきことを義務付ける規定はなく、国税通則法が書面審理主義について規定した行政不服審査法25条1項を準用していない(国税通則法80条1項(行政不服審査法との関係))ことも併せると、不明確な審査請求書等の主張等に対する釈明の方式等の審理方式については、国税不服審判所長の裁量に委ねられており、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り違法となるというべきであるとして排斥された事例
- (2) 課税庁が担当審判官に対し提出した意見書添付の別紙の各訂正(以下「本件各訂正」という。)が2か所にとどまり、その訂正内容や担当審判官の求釈明の結果を本件録取書に記載した上で納税者に対し送付していることも勘案すると、課税庁に本件各訂正について書面で提出させて同書面を納税者に送付した場合と比較して、納税者の攻撃防御に実質的な不利益が生じるとは到底認められないというべきであるから、担当審判官が課税庁職員らに対し口頭で釈明を求めて本件録取書を作成した上、その結果を記載した本件求意見書を納税者に送付してその意見を求めたことに裁量権の逸脱又は濫用があるといえないことは明らかであるとして排斥された事例
- (3) 課税庁が審判官に対し提出した意見書添付の別紙の「本件調査において」という記載を捉え、課税庁が、所得税法234条2項(当該職員の質問検査権)の規定に違反して本件各賦課決定処分を行ったことを自白したものであることは明らかであるとし、審判官は真実を明らかにすべきにもかかわらず本件録取書を作成したにとどめたものであり、審判官ひいては国税不服審判所長は、行政庁の所得税法234条2項違反の有無を明らかにすべき義務を怠ったものであるとする納税者の主張が、これが審理不尽の違法をいうものであるとしても、審査請求における審理方式については担当審判官の裁量に委ねられており、「本件調査において」を誤りとする訂正は課税庁の釈明を待つまでもなく誤記であることが容易に推測でき、むしろ納税者の解釈こそ語句の定義とも矛盾するものであるから、担当審判官が本件録取書を作成したことは疑義解消のため既に十分な措置というべきであり、それ以上の方策をとらなかったことにつき裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえず、納税者の主張は失当であるとして排斥された事例
- (4) 国税通則法97条(審理のための質問検査等)の意義

- (5) 担当審判官は、脅迫・強要を否認する検察官らの答述書や担当審判官による釈明陳述録取書を納税者に対し開示せず、納税者の反論の機会を不当に奪っているなどとして、本件裁決には裁決手続の違法があると主張する納税者の主張が、国税通則法及び行政不服審査法その他関係諸法令には、担当審判官に対し、原処分庁からの提出資料や職権による収集資料について、納税者等に対する積極的開示を義務付けた規定はないとして排斥された事例
- (6) 審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えにおいては、原処分を維持した裁決の違法事由のうち、実体的判断に関する違法事由を除くその他の違法事由、すなわち、裁決主体、裁決手続、裁決形式に関する違法のみしか主張できず、原処分の違法を理由として取消しを求めることは主張自体失当となる。しかるに、納税者の主張は、担当審判官が、①納税者が修正申告書を交付した相手方について虚偽の事実認定をした、②査察官らが捏造した売上金額の明細の開示を拒否して税務署長が違法調査を行った事実を隠蔽して虚偽の売上金額を算定した、③検察官らは、納税者に修正申告書を作成提出させるにあたり、脅迫・強要を加えていないとの虚偽の事実認定をしたというものであるから、いずれも主張自体失当であるとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)～(3) 省略
- (4) 国税通則法においても、行政不服審査法と同様に、不服申立手続においては職権探知主義が採用されていると解されることからしても、国税不服審判所長が、裁決において、審査請求人又は原処分庁の主張しない事実を認定すること自体が違法となることはない。
- (5)・(6) 省略

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
裁決行政庁	国税不服審判所長
	金子 順一
同指定代理人	谷口 誠
同	村上 幸隆
同	松下 貢
同	後藤 浩之
同	松嶋 清
同	大井田 博
同	窪田 俊秀
同	柏木 孝夫
同	尾崎 寿恵

主 文

- 1 本件訴えのうち、兵庫税務署長が原告に対し平成18年3月30日付けでした平成13年分の所得税の平成16年11月22日付けの修正申告に係る重加算税の賦課決定処分のうち12万5000円を取り消す旨の裁決の取消しを求める部分を却下する。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

国税不服審判所長が、原告に対し、平成19年9月12日付けでした、審査請求に対する裁決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、兵庫税務署長が原告に対してした平成11年分ないし平成16年分の所得税、並びに、平成11年ないし平成15年の各1月1日から12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分等について、原告が、同税務署長に対する異議申立てをした上、国税不服審判所長（以下「審判所長」という。）に対し審査請求したところ、審判所長が一部を除き却下ないし棄却する裁決をしたのに対し、同裁決の取消しを求めた事案である。

1 前提事実

(1) 原告

原告は、昭和43年6月10日に税理士資格を取得し、昭和44年1月24日にA税理士会（現・A税理士会）に税理士登録を行って以降、青色申告の承認を得て税理士業を営んできた者である（争いがない）。

なお、原告は、平成17年12月7日に税理士登録を抹消された（弁論の全趣旨）。

(2) 事実経過（末尾に証拠の掲記がないものは、甲1号証及び弁論の全趣旨により認定した。）

ア 原告は、平成11年分ないし平成16年分の所得税について、それぞれ青色申告決算書を作成し、同決算書の記載内容に沿って、別表1の各「確定申告」欄のとおり確定申告した。

また、原告は、平成11年ないし平成15年の各1月1日から12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税について、別表2の各「確定申告」欄のとおり確定申告した。

イ 大阪国税局査察部（以下「査察部」という。）は、平成16年11月18日、原告に対し、国税犯則取締法（以下「国犯法」という。）に基づく犯則調査（以下「本件犯則調査」という。）を開始した。

ウ 兵庫税務署長は、原告に対し、平成17年11月15日付けで、平成11年分以降の所得税の青色申告の承認取消処分をし、原告は、同月16日ころ、同処分の通知書を受領した。

エ 兵庫税務署長は、原告に対し、平成18年3月30日付けで、前記各年分の所得税について、別表1の各「賦課決定処分」欄のとおりとする過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、並びに、平成12年分ないし平成14年分の所得税について、同別表の各「変更決定処分」欄のとおりとする加算税の各変更決定処分をし、また、同日付けで、前記各課税期間の消費税及び地方消費税について、別表2の各「賦課決定処分」欄のとおりとする重加算税の各賦課決定処分、並びに、平成14

年1月1日ないし同年12月31日の課税期間の消費税及び地方消費税について、同別表の「変更決定処分」欄のとおりとする加算税の変更決定処分（以下、これらを併せて「本件各賦課決定処分」という。）等をした。

オ 原告は、本件各賦課決定処分を不服として、平成18年5月26日、兵庫税務署長に対し、異議申立てをした（甲1、5、弁論の全趣旨）。

カ 原告は、兵庫税務署長が、上記異議申立てから3か月を経過しても決定をしなかったため、平成18年9月25日、本件各賦課決定処分について、審判所長に対し審査請求をした（甲1、5、弁論の全趣旨）。

以降、原告と兵庫税務署長との間で、担当審判官乙（以下「乙審判官」という。）を介し、以下のやりとりがなされた。

（ア） 兵庫税務署長は、原告の上記審査請求を受け、平成18年11月20日付けで、審判所長に対し、答弁書（以下「本件答弁書」という。）を提出した（甲6）。

（イ） 原告は、乙審判官に対し、平成19年1月31日付けで、反論書を提出した（甲7）。

（ウ） 兵庫税務署長は、乙審判官に対し、平成19年4月4日付けで、意見書（以下「本件意見書」という。）を提出した（甲8、乙1）。

（エ） 原告は、乙審判官に対し、平成19年5月12日付けで、反論書（以下「本件反論書」という。）を提出した（甲9）。

（オ） 乙審判官は、本件意見書の記載の趣旨に関する乙審判官の求釈明に対する兵庫税務署職員の回答について釈明陳述録取書（以下「本件録取書」という。）を作成した上、原告に対し、平成19年5月25日付けで、「回答書の提出について」と題する書面（以下「本件求意見書」という。）を送付し、本件意見書の記載を一部訂正するとの兵庫税務署長の回答に対する意見を求めた（甲2、乙2）。

（カ） 原告は、乙審判官に対し、平成19年6月2日、兵庫税務署長による上記訂正を認めることはできない旨記載した書面を提出した（甲3）。

キ 原告は、前記青色申告の承認取消処分を不服として、兵庫税務署長に対し、平成18年7月18日に異議申立てをしたところ、同税務署長が同年9月28日付けで却下決定をしたため、同年10月25日に、審判所長に対して審査請求した。

ク 原告は、兵庫税務署長に対し、平成18年7月18日、平成11年分ないし平成16年分の所得税について、別表3の各「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の更正の請求をしたところ、同税務署長は、原告に対し、同年11月13日付けで、更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。

原告は、上記各通知処分を不服として、兵庫税務署長に対し、同年12月11日に異議申立てをしたところ、同税務署長が平成19年3月9日付けで棄却決定をしたため、同年4月10日に、審判所長に対して審査請求をした。

ケ 審判所長は、平成19年6月11日、上記カないしクの各審査請求について併合審理決定をし、同年9月12日付けで、原告に対し、上記各審査請求について、平成13年分の所得税の平成16年11月22日付けの修正申告に係る重加算税賦課決定処分の一部を取り消し、その余はいずれも却下（平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の平成16年11月22

日付けの修正申告に係る重加算税の賦課決定処分のうち変更決定により一部取り消された部分、並びに、前記青色申告の承認取消処分に係る部分)又は棄却(その余の全て)するとの裁決(以下「本件裁決」という。)をし、平成19年9月19日付けで、原告に対し、本件裁決の裁決書謄本を送達した。

コ 原告は、平成20年3月18日、本件訴えを提起した。

2 主な争点

本件裁決の適法性である。

3 当事者の主張

(被告の主張)

- (1) 本件求意見書に記載されている兵庫税務署長の主張内容の訂正は、書面ではなく、口頭によりなされたものであるから、そもそも、原告が本件求意見書とともに送付すべきと主張する同税務署長提出の書面は存在しない。
- (2) 原告は、①審査請求人が提出した反論書に対して原処分庁に意見を求める場合には、その主張を記載した書面を提出させねばならず、本件で乙審判官が兵庫税務署長に口頭で釈明させたことは違法である、②同税務署長の訂正前の主張は、そもそも訂正が許されないものであり、同税務署長が違法行為を行った事実を自白したものであるから、同税務署長に釈明を求めて訂正させたことは違法であると主張するものと解される。

しかし、国税通則法(以下「通則法」という。)は、審査請求人から口頭陳述の申立てがあつた場合を除き、審査請求人又は課税庁から、審査請求書、答弁書及びこれに対する反論書以外に意見等を懲する方式、審査請求書及び答弁書等に記載された主張等が不明確な場合に講じるべき措置等について、何ら規定していない。また、通則法80条1項は、一般の行政不服審査制度において採用されている書面審理主義(行政不服審査法(以下「行審法」という。)25条1項)を準用していない。加えて、審査請求の審理は職権主義によって行われると一般に解されていることに照らせば、審査請求書の他に審査請求人又は課税庁から意見等を懲したり、審査請求書等に記載された不明確な主張等について審査請求人又は課税庁に釈明を求める際、書面の提出を要求するか口頭で釈明させるかといった具体的な審理の方式は、担当審判官の裁量に委ねられていると解すべきである。

したがって、担当審判官による審理の方式に関する判断は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営という国税不服審判制度の目的に照らし、裁量権の逸脱又は濫用と認められる特段の事情がない限り、違法とはならない。

(3)ア ①について

本件では、兵庫税務署長が、本件意見書において、本件犯則調査を意味する「本件調査」という略語を使用し、同税務署長が本件犯則調査を実施したかのような記載をしたのに対し、原告が本件反論書において、同税務署長が本件犯則調査を行うことは所得税法234条2項に違反する旨主張したため、乙審判官は、同税務署長に対し、本件意見書の記載につき釈明する必要があると判断したものであり、その判断に不合理な点はない。

そして、本件答弁書の内容等に照らせば、原告指摘の点は、兵庫税務署長が、本

件意見書において「本件調査」という略語を誤って使用したことによるものと合理的に推測でき、その誤記も2か所にとどまり、従前の主張を大幅に改変する必要性も認められない上、口頭で釈明を求めた場合も、その結果を記載した書面を原告に送付して意見を求めれば、同税務署長から書面の提出を受けて原告に送付した場合と比較して、原告の防御の利益の観点からも問題はないこと等からすると、同税務署長に対し、口頭で釈明を求め、その結果を本件録取書に記載するとともに、原告に対し、釈明の結果を記載した本件求意見書を送付して意見を求めることとした乙審判官の措置に、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

イ ②について

通則法や行審法に、課税庁又は審査請求人が従前の主張を変更してはならない旨の規定は存在しない。また、本件答弁書及び本件意見書の記載から、兵庫税務署長が略語を誤って使用したことが推測されるような場合に、その点について、同税務署長に対し記載の趣旨を明確にするよう釈明を求めて訂正させることは、前記の国税不服審判制度の目的に反するものではなく、乙審判官が釈明を求めたことに違法とされるべきところはない。

(原告の主張)

(1)ア 審判所長には、本件意見書に関する兵庫税務署長の訂正書面（答弁書又は意見書に相当）を原告に送付しなかった違法がある。

イ 担当審判官は、原処分庁の意見書や審査請求人の反論書をそれぞれ相手方に送付しなければならないことは明らかであること、反論書を受理した担当審判官が原処分庁に対し求釈明した際に、原処分庁が口頭で回答する制度は存在しないことから、本件反論書に対する兵庫税務署長の意見は、書面によって提出され、原告に送付されるべきである。

本件意見書の訂正についても、兵庫税務署長から乙審判官に対し、書面で提出され、原告に送付されるべきであった。審判所長が、兵庫税務署長に上記訂正書面を提出させて原告に送付しなかったことは本件裁決の違法事由となる。

ウ 兵庫税務署長は、本件答弁書において、「平成16年11月18日から請求人に対し国税犯則取締法に基づく調査（以下「本件調査」という。）」として「本件調査」の定義づけをした上、本件意見書において、「本件調査において、原処分庁は、請求人の各年分の実際の売上金額について次のとおり計算した。」と主張し、その後も「本件調査」と繰り返し主張している。

これらの兵庫税務署長の主張は、査察部の収税官吏について国犯法に基づく犯罪捜査のために認められた質問検査権を、同税務署長が収税官吏に代わって行使したこと、すなわち、同税務署長が所得税法234条2項の規定に違反して本件各賦課決定処分を行ったことを自白したものであることは明らかである。

そうすると、乙審判官は、その職務権限及び職責に照らし、兵庫税務署長の主張が不都合なものであったとしても、それが真実であることを明らかにしなければならないから、乙審判官が本件録取書を作成したにとどめたことは、隠蔽かもみ消しかは別として、いずれにしても本件裁決固有の重大な手続的瑕疵である。

(2)ア 本件裁決は、平成17年11月28日付け修正申告書（以下「本件修正申告書」

という。)の作成・提出における検察官又は査察官ら(以下、併せて「検察官ら」ということがある。)による脅迫・強要の有無について、「検察官及び査察官らが、原告の主張する脅迫・強要の事実を否定する答述」を根拠として原告に不利な判断をしているが、兵庫税務署長は、本件裁決の上記判断にいう答述については何ら主張せず、検察官が原告主張の発言をしたかは知らないと答弁している。

イ また、兵庫税務署長の上記答弁からして、検察官らの上記答述とされるものは、検察官らが乙審判官に対して直接した答述であることが明らかであるが、検察官が乙審判官に対して自らの取調べ中の言動について答述することなど考えられないし、実際に検察官らが答述したなら、検察官らの答述書又は乙審判官による釈明陳述録取書が存在するはずであるが、乙審判官はこれらを摘示していない。

このように、審査手続において、乙審判官は、上記答述について開示せず、原告の反論の機会を不当に奪っている。

(3)ア 本件裁決は、原告が本件修正申告書を査察官らではなく弁護人に接見中に手渡した旨事実認定したが、当時、原告は接見禁止で勾留中であり、その警備状況等からして、本件修正申告書を取調室から持ち出すことは不可能である。真相は、検察官らの脅迫・強要により同修正申告書を作成させられ、査察官らがこれを取り上げて検察官を介し弁護人に交付したものであり、乙審判官は調査の過程でこれを知ったはずであるが、棄却裁決をするため虚偽の事実を捏造した。

イ さらに、査察官らが簿外の未収入金を認定して捏造した「売上金額(請求書分)」についても、国税不服審判所は、これが判明することをおそれ、その明細の内容を隠蔽し開示することを拒否して本件裁決を行った。

したがって、本件裁決は、「売上金額(請求書分)の明細及び原処分庁が違法調査を行った事実」を隠蔽し、売上金額の算定手続を乙審判官が捏造した上でなされたものである。

ウ 本件裁決は、検察官らが原告を脅迫・強要して本件修正申告書を提出させたものではないと認定している。しかし、原告による不服申立てのリスクを恐れて更正処分をすることができなかった検察官らにとって、原告による自主修正申告は絶対的に必要であったこと、検察官は原告の供述調書の内容を工作していること等からも、検察官らによる脅迫・強要があったことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 (原告の主張)(1)アないしウについて

(1) 前記第2、1(2)カの事実、並びに、証拠(甲2、3、6ないし9、乙1、2)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 本件答弁書には、「原処分(引用者注「本件各賦課決定処分」を指す。)は、大阪国税局査察部の収税官吏(以下「調査担当者」という。)が、平成16年1月18日から請求人に対し国税犯則取締法に基づく調査(以下「本件調査」という。)を行い、その際に、収集された資料に基づいて原処分庁が請求人に対して行ったものである」との記載部分がある。

イ 兵庫税務署長は、本件答弁書を受けて原告が提出した平成19年1月31日付け反論書に対し、同年4月4日付けで、乙審判官に対し、本件意見書を提出した。

本件意見書添付の別紙2（以下「本件別紙」という。）には、「略語の使用については、本文中に特に記載のあるものを除き答弁書の例による。」と記載されているところ、本件別紙において、「本件調査」の定義づけはなされていない。

本件別紙には、上記反論書における原告の主張が、「また、原処分庁は、本件調査において、平成15年調査における平成14年分の旅費交通費の否認額1,129,940円及び平成15年分の交際費の否認額460,000円を告発額に加算することを失念している」と要約して記載された（なお、本件別紙において、「平成15年調査」とは、兵庫税務署長が原告に対し平成15年に行った調査と定義されている。）上、これに対する兵庫税務署長の反論として、本件別紙には、「本件調査において、原処分庁は、請求人の各年分の実際の売上金額について、次のとおり算定した。」と記載されている。

本件別紙には、他にも「本件調査」との文言が複数箇所で使用されているが、調査の主体が兵庫税務署長あるいはその部下職員と明示されている部分又は明示はないが文脈上当然その趣旨と解すべき部分はない。

ウ 原告は、本件意見書に対し提出した本件反論書において、本件別紙中の「本件調査において、原処分庁は、請求人の各年分の実際の売上金額について、次のとおり算定した。」との記載部分等を捉えて、兵庫税務署長は、査察部の収税官吏に犯罪捜査のために認められた国犯法上の質問検査権を自ら収税官吏に代わって行使した旨主張したものであるとした上、同税務署長の上記主張は所得税法234条2項に違反して本件各賦課決定処分を行ったことを暴露したものであるから、同各処分は無効である旨主張している。

エ 乙審判官は、平成19年5月24日、大阪国税不服審判所第4合議室において、兵庫税務署所属の統括国税調査官丙及び上席国税調査官丁に対し、上記ウの原告の主張内容を説明した上、意見を求めた。

これに対し、上席国税調査官丁は、兵庫税務署長が査察官に代わって国犯法に基づく調査権限を行使したことも、兵庫税務署の調査担当者が所得税法234条2項に規定する質問検査権を行使した事実もなく、同項に違反するとの原告の主張は失当であると釈明するとともに、本件別紙中の「本件調査において、原処分庁は、請求人の各年分の実際の売上金額について、次のとおり算定した。」の「本件調査において」は誤りであり、「原処分庁における調査で」と訂正する旨釈明した（以下「本件訂正1」という。）。

また、統括国税調査官丙は、上記イの本件別紙の原告主張の要約部分に、「また、原処分庁は、本件調査において」とあるのを「また、調査担当者は、本件調査において」と訂正する旨釈明した（以下「本件訂正2」といい、本件訂正1と併せて「本件各訂正」という。）。

本件各訂正を受け、乙審判官は、上記釈明事項等を記載した本件録取書を作成した。

オ 乙審判官は、本件各訂正に対する原告の意見の有無を確認する必要があると判断し、平成19年5月25日、原告に対し、本件求釈明書を送付して回答を求めたところ、原告は、同年6月2日、乙審判官に対し、本件各訂正を認めない旨記載した

書面を提出した。

- (2)ア 原告は、審判所長が本件意見書に関する兵庫税務署長の訂正書面（答弁書又は意見書に相当）を原告に送付しなかったことは違法であると主張するが、原告主張の訂正書面が作成提出されたことを認めるべき証拠はない。

【判示(1)】

- イ(ア) また、原告は、反論書を受理した担当審判官による求釈明に対し原処分庁が口頭で回答する制度は存在せず、担当審判官は受理した意見書や反論書を相手方に送付しなければならないとした上、本件意見書の訂正についても、兵庫税務署長から乙審判官に対し、書面で提出され、原告に送付されるべきであったなどとし、乙審判官が口頭で釈明させ、その結果を本件録取書に残すにとどめたことが裁決手続の違法に当たる旨主張する。

しかし、通則法は、審査請求は書面によること、審判所長は受理した審査請求書副本を原処分庁に送付し、答弁書を提出させ、提出された答弁書副本を審査請求人に送付すること、審査請求人は送付された答弁書に対する反論書を提出できることを規定する（通則法87条1項、93条1項、6項、95条）ものの、これら以外に、審査請求人や原処分庁から意見等を懲する方式や審査請求書等の主張等が不明確な場合に講じるべき措置等について、書面によるべきことを義務付ける規定はなく、通則法が書面審理主義について規定した行審法25条1項を準用していない（通則法80条1項）ことも併せると、不明確な審査請求書等の主張等に対する釈明の方式等の審理方式については、審判所長の裁量に委ねられており、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り違法となるというべきである。

- (イ) 本件答弁書では、「本件調査」を「査察部の収税官吏が平成16年11月18日から原告に対してした国税犯則取締法に基づく調査」と定義づけているのであるから、上記収税官吏ではない兵庫税務署長又はその部下職員のする調査は「本件調査」ではないことになるし（本件別紙も本件答弁書と同様の略語を使用するものとしている。）、本件各訂正に係る部分の前後の文脈からしても、本件訂正1の訂正前の「本件調査において」及び本件訂正2の訂正前の「原処分庁」は誤記であることが容易に理解できる（原告は、本件答弁書における定義づけを自己の主張の根拠とするが、同税務署長又はその部下職員の調査を「本件調査」であるというのは上記定義に反する用法である。）。

【判示(2)】

また、本件各訂正が2か所にとどまり、その訂正内容や乙審判官の求釈明の結果を本件録取書に記載した上で原告に対し送付していることも勘案すると、兵庫税務署長に本件各訂正について書面で提出させて同書面を原告に送付した場合と比較して、原告の攻撃防御に実質的な不利益が生じるとは到底認められないというべきであるから、乙審判官が前記国税調査官らに対し口頭で釈明を求めて本件録取書を作成した上、その結果を記載した本件求意見書を原告に送付してその意見を求めたことに裁量権の逸脱又は濫用があるといえないことは明らかである。

【判示(3)】

- ウ また、原告は、本件別紙の「本件調査において」という記載を捉え、兵庫税務署長が、所得税法234条2項の規定に違反して本件各賦課決定処分を行ったことを自白したものであることは明らかであるとした上、乙審判官は真実を明らかにすべ

きにもかかわらず本件録取書を作成したにとどめたものであり、乙審判官ひいては審判所長は、兵庫税務署長の所得税法234条2項違反の有無を明らかにすべき義務を怠ったものであるかのように主張する。

しかし、これが審理不尽の違法をいうものであるとしても、前記のとおり、審査請求における審理方式については担当審判官の裁量に委ねられており、本件訂正1に係る部分の記載については兵庫税務署長の釈明を待つまでもなく誤記であることが容易に推測でき、むしろ原告の解釈こそ語句の定義とも矛盾するものであるから、乙審判官が本件録取書を作成したことは疑義解消のため既に十分な措置というべきであり、それ以上の方策をとらなかったことにつき裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえず、上記原告の主張は失当である（本件別紙には、本件各訂正に係る部分以外にも「本件調査」との記載が複数箇所にあるが、いずれも同税務署長又はその部下職員が調査の主体である旨の記載になっていないことは前記認定のとおりである。）。

また、上記主張が本件各訂正自体許されるものではなく、乙審判官が兵庫税務署長に対し釈明を求めたこと自体が違法であるとの趣旨であったとしても、通則法及び行審法において、原処分庁が従前の主張を変更してはならない旨の規定はないこと及び前記説示の点に照らし、失当である。

2 (原告の主張) (2)ア、イについて

(1) 原告は、本件裁決が、本件修正申告書の作成、提出における脅迫・強要を否定する検察官らの答述を判断の根拠としたことについて、兵庫税務署長がその答述につき何ら主張していないことを問題とするが、通則法においても、行審法と同様に、不服申立手続においては職権探知主義が採用されていると解されること（通則法97条参照）からしても、審判所長が、裁決において、審査請求人又は原処分庁の主張しない事実を認定すること自体が違法となることはない（原告の主張が、上記答述を判断の根拠としたことの当否をいう趣旨であるなら、裁決固有の瑕疵以外の違法事由の主張であり、後記3説示と同様それ自体失当である。）。

【判示(4)】

【判示(5)】

(2) また、原告は、乙審判官は、脅迫・強要を否認する検察官らの答述書や乙審判官による釈明陳述録取書を原告に対し開示せず、原告の反論の機会を不当に奪っているなどとして、本件裁決には裁決手続の違法があるかのように主張するが、通則法及び行審法その他関係諸法令には、担当審判官に対し、原処分庁からの提出資料や職権による収集資料について、請求人等に対する積極的開示を義務付けた規定はないことから、かかる原告の主張も失当である。

3 (原告の主張) (3)アないしウについて

(1) 行政事件訴訟法10条2項は、処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることはできないと規定する。

通則法その他の関係諸法令には、税務署長の賦課決定処分に対する争訟方法について、いわゆる裁決主義を定めた規定はないことから、本件でも行政事件訴訟法10条2項が適用されるどころ、同項によれば、審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えに

においては、原処分を維持した裁決の違法事由のうち、実体的判断に関する違法事由を除くその他の違法事由、すなわち、裁決主体、裁決手続、裁決形式に関する違法のみしか主張できず、原処分の違法を理由として取消しを求めることは主張自体失当となる。

(2) しかるに、(原告の主張) (3)アないしウにおいて原告が主張する点は、本件裁決において棄却された部分につき、乙審判官が、原告が本件修正申告書を交付した相手方について虚偽の事実認定をした((3)ア)、査察官らが捏造した売上金額の明細の開示を拒否して兵庫税務署長が違法調査を行った事実を隠蔽して虚偽の売上金額を算定した((3)イ)、検察官らは、原告に本件修正申告書を作成提出させるにあたり、脅迫・強要を加えていないとの虚偽の事実認定をした((3)ウ)というものであり、結局は、いずれも本件裁決における事実認定に対し不服を述べるにすぎないものというべきであり、かかる不服は、裁決主体、裁決手続、裁決形式に関する違法を主張するものとはいえないから、原告の上記主張は、いずれも主張自体失当である(仮に、乙審判官が売上金額の明細の開示を拒否したとする点について、裁決手続の違法を主張するものであると善解したとしても、乙審判官が開示義務はなく、かかる審理方式を採用したことがその裁量権を逸脱又は濫用したものと認められないことは前記第3、1(2)イ(ア)、同2(2)に照らし明らかである。)。また、原告は、乙審判官が真実と異なる事実を捏造してそれが本件裁決の判断基礎となるよう何らかの工作をしたかにも主張するが、本件全証拠によってもかかる事実は認められない。

【判示(6)】

4 なお、本件訴えのうち、兵庫税務署長が原告に対し平成18年3月30日付けでした平成13年分の所得税の平成16年11月22日付けの修正申告に係る重加算税の賦課決定処分のうち12万5000円を取り消す旨の裁決の取消しを求める部分は、当該裁決部分が税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらすものであるから、その取消しを求める訴えの利益はないものというべきである。

第4 結論

以上より、本件訴えのうち、兵庫税務署長が原告に対し平成18年3月30日付けでした平成13年分の所得税の平成16年11月22日付けの修正申告に係る重加算税の賦課決定処分のうち12万5000円を取り消す旨の裁決の取消しを求める部分は不適法であるから却下し、原告のその余の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 菊池 章

裁判官 重高 啓

別表 1

審査請求に至る経緯及び内容（所得税）

(1) 平成11年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分							
年	月 日	平12. 3. 7	平16. 12. 15	平17. 1. 14	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
総 所 得 金 額		37,635,435	58,778,997	78,778,997	95,317,877	/	/
内 訳	事業所得の金額	28,677,109	59,819,671	—	86,258,551		
	不動産所得の金額	3,679,326	3,679,326	—	3,779,326		
	給与所得の金額	5,280,000	5,280,000	—	5,280,000		
納 付 す べ き 税 額		107,000	11,629,900	15,329,900	21,449,300	全部取消し	—
賦課決定処分	年 月 日	—	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30		
	過少申告加算税の額	—	—	—	195,000		
	重加算税の額	—	4,032,000	1,295,000	1,456,000		

(2) 平成12年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分									
年	月 日	平13. 3. 15	平13. 4. 2	平15. 12. 4	平16. 12. 8	平17. 1. 14	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
総 所 得 金 額		35,881,645	36,181,645	36,601,645	71,801,195	81,801,195	104,312,327	/	/
内 訳	事業所得の金額	27,547,943	27,547,943	27,967,943	63,167,493	—	95,128,625		
	不動産所得の金額	3,215,702	3,215,702	3,215,702	3,215,702	—	3,765,702		
	配当所得の金額	—	300,000	300,000	300,000	—	300,000		
	給与所得の金額	5,118,000	5,118,000	5,118,000	5,118,000	—	5,118,000		
納 付 す べ き 税 額		△481,815	△445,815	△290,415	12,733,200	16,433,200	24,762,600	全部取消し	—
賦課決定処分	年 月 日	—	—	平16. 1. 19	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30		
	過少申告加算税の額	—	—	15,000	—	—	231,000		
	重加算税の額	—	—	—	4,557,000	1,295,000	2,103,500		
変更決定処分	年 月 日	—	—	平18. 3. 30	—	—	—		
	過少申告加算税の額	—	—	△15,000	—	—	—		
	重加算税の額	—	—	52,500	—	—	—		

(単位 円)

(3) 平成13年分

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分									
年	月 日	平14. 3. 14	平15. 12. 4	平16. 11. 22	平17. 1. 14	平17. 7. 20	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
総所得金額		29,065,357	30,615,297	71,840,389	81,840,389	91,840,389	99,161,269		
内訳	事業所得の金額	21,903,718	23,453,658	64,678,750	—	—	89,750,398		
	不動産所得の金額	1,905,639	1,905,639	1,905,639	—	—	4,152,471		
	配当所得の金額	300,000	300,000	300,000	—	—	300,000		
	給与所得の金額	4,956,000	4,956,000	4,956,000	—	—	4,956,000		
	雑所得の金額	—	—	—	—	—	2,400		
納付すべき税額		△1,326,262	△752,762	15,003,200	18,703,200	22,403,200	25,112,000		
賦課決定処分	年 月 日	—	平16. 1. 19	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30	全部取消し	—
	過少申告加算税の額	—	57,000	—	—	—	237,000		
	重加算税の額	—	—	5,512,500	1,295,000	1,295,000	115,500		
変更決定処分	年 月 日	—	平18. 3. 30	—	—	—	—		
	過少申告加算税の額	—	△57,000	—	—	—	—		
	重加算税の額	—	199,500	—	—	—	—		

(4) 平成14年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分									
年	月 日	平15. 3. 13	平15. 12. 4	平16. 11. 22	平17. 1. 14	平17. 7. 20	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
総所得金額		23,830,029	27,506,574	57,703,438	67,703,438	77,703,437	87,411,734		
内訳	事業所得の金額	17,154,789	20,831,334	51,028,198	—	—	80,006,407		
	不動産所得の金額	1,894,740	1,894,740	1,894,740	—	—	2,620,127		
	給与所得の金額	4,780,500	4,780,500	4,780,500	—	—	4,780,500		
	雑所得の金額	—	—	—	—	—	4,700		
納付すべき税額		△2,635,162	△1,541,379	9,631,500	13,331,500	17,031,500	20,623,400		
賦課決定処分	年 月 日	—	平16. 1. 19	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30	平18. 3. 30	全部取消し	—
	過少申告加算税の額	—	109,000	—	—	—	228,000		
	重加算税の額	—	—	3,909,500	1,295,000	1,295,000	455,000		
変更決定処分	年 月 日	—	平18. 3. 30	—	—	—	—		
	過少申告加算税の額	—	△109,000	—	—	—	—		
	重加算税の額	—	381,500	—	—	—	—		

(5) 平成15年分

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定	異議決定
区分	年月日								
	年月日	平16.3.15	平16.11.22	平17.1.14	平17.7.20	平17.11.28	平18.5.26	平18.9.25	平18.9.25
総所得金額		23,974,399	59,650,432	64,650,432	74,650,432	78,134,150	87,411,734		
内訳	事業所得の金額	15,821,544	51,497,577	—	—	69,480,149	80,006,407		
	不動産所得の金額	1,646,605	1,646,605	—	—	2,210,301	2,620,127		
	配当所得の金額	618,750	618,750	—	—	550,000	4,780,500		
	給与所得の金額	5,887,500	5,887,500	—	—	5,887,500			
	雑所得の金額	—	—	—	—	6,200	4,700		
納付すべき税額		△4,319,925	8,880,100	10,730,100	14,430,100	15,722,300	20,623,400		
賦課決定処分	年月日	—	平18.3.30	平18.3.30	平18.3.30	平18.3.30	平18.3.30	全部取消し	—
	過少申告加算税の額	—	—	—	97,000	129,000	228,000		
	重加算税の額	—	4,620,000	647,500	952,000	—	455,000		

(6) 平成16年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分	年月日					
	年月日	平17.3.15	平17.8.10	平17.11.28	平18.5.26	平18.9.25
総所得金額		50,874,221	50,874,221	68,165,101		
内訳	事業所得の金額	36,472,342	36,472,342	53,213,222		
	不動産所得の金額	4,701,879	4,701,879	5,251,879		
	給与所得の金額	9,700,000	9,700,000	9,700,000		
納付すべき税額		5,143,300	5,549,900	11,947,200		
賦課決定処分	年月日	—	平18.3.30	平18.3.30	全部取消し	—
	過少申告加算税の額	—	40,000	233,000		
	重加算税の額	—	—	1,421,000		

(注) (2)ないし(5)の「納付すべき税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

(2)ないし(4)の「過少申告加算税の額」欄の△印は減少する税額を示す。

別表 2

審査請求に至る経緯及び内容（消費税及び地方消費税）

(1) 平成11年課税期間

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分	年月日	平12. 3. 7	平16. 12. 15	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
課税標準額		129,988,000	166,976,000	167,484,000	/	/
消費税額		5,199,520	6,679,040	6,699,360		
控除税額		2,599,760	3,339,520	3,349,680		
納付すべき税額		2,599,700	3,339,500	3,349,600		
地方消費税の課税標準となる消費税額		2,599,700	3,339,500	3,349,600		
譲渡割額		649,900	834,800	837,400		
賦課決定処分	年月日	—	平18. 3. 30	—		
	過少申告加算税の額	—	—	—		
	重加算税の額	—	322,000	—		

(2) 平成12年課税期間

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告	異議申立て	異議決定
区分	年月日	平13. 3. 15	平15. 12. 4	平16. 12. 8	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
課税標準額		123,950,000	124,350,000	165,161,000	170,054,000	/	/
消費税額		4,958,000	4,974,000	6,606,440	6,802,160		
控除税額		2,479,000	2,487,000	3,303,220	3,401,080		
納付すべき税額		2,479,000	2,487,000	3,303,200	3,401,000		
地方消費税の課税標準となる消費税額		2,479,000	2,487,000	3,303,200	3,401,000		
譲渡割額		619,500	621,700	825,800	850,200		
賦課決定処分	年月日	—	—	平18. 3. 30	平18. 3. 30		
	過少申告加算税の額	—	—	—	—		
	重加算税の額	—	—	357,000	42,000		

(3) 平成13年課税期間

(単位 円)

区分		申告等				異議申立て	異議決定
		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告		
年	月 日	平14. 3. 14	平15. 12. 4	平16. 11. 22	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
課税標準額		112,229,000	112,629,000	149,152,000	154,076,000	/	/
消費税額		4,489,160	4,505,160	5,966,080	6,163,040		
控除税額		2,244,580	2,252,580	2,983,040	3,107,396		
納付すべき税額		2,244,500	2,252,500	2,983,000	3,055,600		
地方消費税の課税標準となる消費税額		2,244,500	2,252,500	2,983,000	3,055,600		
譲渡割額		561,100	563,100	745,700	763,900		
賦課決定処分							
年	月 日	-	-	平18. 3. 30	平18. 3. 30		
過少申告加算税の額		-	-	-	-		
重加算税の額		-	-	318,500	31,500		

(4) 平成14年課税期間

(単位 円)

区分		申告等				異議申立て	異議決定
		確定申告	修正申告	修正申告	修正申告		
年	月 日	平15. 3. 13	平15. 12. 4	平16. 11. 22	平17. 11. 28	平18. 5. 26	平18. 9. 25
課税標準額		104,448,000	107,511,000	134,264,000	138,712,000	/	/
消費税額		4,177,920	4,300,440	5,370,560	5,548,480		
控除税額		2,088,960	2,150,220	2,685,280	2,774,240		
納付すべき税額		2,088,900	2,150,200	2,685,200	2,774,200		
地方消費税の課税標準となる消費税額		2,088,900	2,150,200	2,685,200	2,774,200		
譲渡割額		522,200	537,500	671,300	693,500		
賦課決定処分							
年	月 日	-	平16. 1. 19	平18. 3. 30	平18. 3. 30		
過少申告加算税の額		-	7,000	-	-		
重加算税の額		-	-	231,000	38,500		
変更決定処分						全部取消し	-
年	月 日	-	平18. 3. 30	-	-		
過少申告加算税の額		-	△7,000	-	-		
重加算税の額		-	24,500	-	-		

(5) 平成15年課税期間

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定		
区分	年 月 日	平16. 3. 15	平16. 11. 22	平18. 3. 30	平18. 5. 26	平18. 9. 25		
課 税 標 準 額		98,719,000	125,896,000	126,403,000	/	/		
消 費 税 額		3,948,760	5,035,840	5,056,120				
控 除 税 額		1,974,380	2,517,920	2,603,460				
納 付 す べ き 税 額		1,974,300	2,517,900	2,452,600				
地方消費税の課税標準 となる消費税額		1,974,300	2,517,900	2,452,600				
譲 渡 割 額		493,500	629,400	613,100				
賦課決定処分	年 月 日	—	平18. 3. 30	—			全部取消し	—
	過少申告加算税の額	—	—	—				
	重加算税の額	—	234,500	—				
変更決定処分	年 月 日	—	—	平18. 3. 30				
	過少申告加算税の額	—	—	—				
	重加算税の額	—	—	206,500				

(注) (4)の「過少申告加算税の額」欄の△印は減少する税額を示す。

別表 3

審査請求に至る経緯及び内容（更正の請求）

(1) 平成11年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	
区分								
年	月	日	平12. 3. 7	平17. 11. 28	平18. 7. 18	平18. 11. 13	平18. 12. 11	平19. 3. 9
総所得金額		37,636,435	95,317,877	78,778,997	ない更正をすべき理由が	更正の請求のとおりに	棄却	
内訳	事業所得の金額	28,677,109	86,258,551	69,719,671				
	不動産所得の金額	3,679,326	3,779,326	3,779,326				
	給与所得の金額	5,280,000	5,280,000	5,280,000				
納付すべき税額		107,000	21,449,300	15,329,900				

(2) 平成12年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	
区分								
年	月	日	平13. 3. 15	平17. 11. 28	平18. 7. 18	平18. 11. 13	平18. 12. 11	平19. 3. 9
総所得金額		35,881,645	104,312,327	81,801,195	ない更正をすべき理由が	更正の請求のとおりに	棄却	
内訳	事業所得の金額	27,547,943	95,128,625	72,617,493				
	不動産所得の金額	3,215,702	3,765,702	3,765,702				
	配当所得の金額	—	300,000	300,000				
	給与所得の金額	5,118,000	5,118,000	5,118,000				
納付すべき税額		△481,815	24,762,600	16,433,200				

(3) 平成13年分

(単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	
区分								
年	月	日	平14. 3. 14	平17. 11. 28	平18. 7. 18	平18. 11. 13	平18. 12. 11	平19. 3. 9
総所得金額		29,065,357	99,161,269	83,779,991	ない更正をすべき理由が	更正の請求のとおりに	棄却	
内訳	事業所得の金額	21,903,718	89,750,398	74,369,120				
	不動産所得の金額	1,905,639	4,152,471	4,152,471				
	配当所得の金額	300,000	300,000	300,000				
	給与所得の金額	4,956,000	4,956,000	4,956,000				
	雑所得の金額	—	2,400	2,400				
納付すべき税額		△1,326,262	25,112,000	19,421,000				

(4) 平成14年分 (単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定
区分	年月日	平15.3.13	平17.11.28	平18.7.18	平18.11.13	平18.12.11	平19.3.9
総所得金額		23,830,029	87,411,734	69,726,319	な更正の旨をすべき通知理由分が	更正の請求のとおりに	棄却
内訳	事業所得の金額	17,154,789	80,006,407	62,320,992			
	不動産所得の金額	1,894,740	2,620,127	2,620,127			
	給与所得の金額	4,780,500	4,780,500	4,780,500			
	雑所得の金額	-	4,700	4,700			
納付すべき税額		△2,635,162	20,623,400	14,080,000			

(5) 平成15年分 (単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定
区分	年月日	平16.3.15	平17.11.28	平18.7.18	平18.11.13	平18.12.11	平19.3.9
総所得金額		23,974,399	78,134,150	67,461,339	な更正の旨をすべき通知理由分が	更正の請求のとおりに	棄却
内訳	事業所得の金額	15,821,544	69,480,149	58,807,338			
	不動産所得の金額	1,646,605	2,210,301	2,210,301			
	配当所得の金額	618,750	550,000	550,000			
	給与所得の金額	5,887,500	5,887,500	5,887,500			
納付すべき税額		△4,319,925	15,722,300	11,773,700			

(6) 平成16年分 (単位 円)

申告等		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定
区分	年月日	平17.3.15	平17.11.28	平18.7.18	平18.11.13	平18.12.11	平19.3.9
総所得金額		50,874,221	68,165,101	45,592,261	な更正の旨をすべき通知理由分が	更正の請求のとおりに	棄却
内訳	事業所得の金額	36,472,342	53,213,222	30,640,382			
	不動産所得の金額	4,701,879	5,251,879	5,251,879			
	給与所得の金額	9,700,000	9,700,000	9,700,000			
納付すべき税額		5,143,300	11,947,200	3,595,600			

(注) (2)ないし(5)の「納付すべき税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。
 確定申告から平成17年11月28日修正申告に至る経緯については、別表1のとおり。